



ゴールドマン・サックス証券がBASE<4477>株式の大量保有報告書を提出



東証マザーズのBASE<4477>について、ゴールドマン・サックス証券が10月6日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「有価証券関連業務の一部としてのトレーディング・有価証券の借入等」によるもの。

報告書によると、ゴールドマン・サックス証券のBASE株式保有比率は、5.43%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2020年9月30日。